

# 地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：静岡県

## 1 地域活性化総合特別区域の名称

ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区

## 2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### ① 総合特区の目指す目標

「安全・安心で魅力ある県土の実現 ～SDGsのフロントランナー～」

新東名高速道路等の高規格幹線道路を最大限活用し、内陸部に災害に強く魅力ある先進地域を築くとともに、沿岸都市部を防災、減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完による均衡ある発展を基盤として、地域資源や革新的技術等を活用した共生と対流の促進、並びに環境と社会経済の両立した地域づくりを図る「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組」を県・市町・民間が連携・協力して推進し、南海トラフ巨大地震等の有事や深刻化する環境危機に備えた持続可能な地域づくりモデルの形成を目指す。また、それぞれの政策課題に対する解決策・事業を推進することによって、世界共通の目標であるSDGsのフロントランナーを目指す。

解説：

本計画は、本県が地域活性化の重点戦略として推進する“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を先導するもので、本県が直面している次のような地域社会づくりのための政策課題に対応するものである。このため、定性的な目標については、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組と共通の目標を設定するものとする。

### (政策課題1 防災・減災機能の充実・強化)

- ・南海トラフ巨大地震とこれに起因する津波は、静岡県第4次地震被害想定によると人的被害は死者数10万5,000人、物的被害は全壊約30万棟と、甚大かつ深刻な被害を本県にもたらすことが想定されている。
- ・さらに近年では、令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害や令和4年9月の台風15号に伴う記録的な大雨等を受け、激甚化・頻発化する自然災害リスクへの対応が求められており、大規模地震・津波に加え、風水害、土砂災害等から、県民の生命や財産を守るための備えを確実に整備する必要がある。
- ・災害の脅威から県民の生命や財産を守るため、防災施設等の整備促進とともに住民の防災意識の向上を図るなど、ハード・ソフト両面からの総合的な取組による、災害や事故等のリスクに強い分散型の地域づくりが必要である。

### (解決策及び対応するSDGs)

- ・有事における活動拠点となる機能の確保
- ・県外や沿岸域等から移転する企業や住民の受け皿となる地域の形成

- ・災害に強い分散自立型エネルギーシステムの構築
- ・防潮堤の建設や避難場所の整備等、静岡方式による津波対策の推進



## (政策課題2 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下、「コロナ禍」と言う。）により、東京一極集中の是正、分散型の国土形成の社会要請が高まり、産業構造や人々の働き方が多彩化、多様化の一途をたどっている。
- ・コロナ禍は社会経済全体に遠隔・非接触型の「新常态（ニューノーマル）」の定着をもたらし、急速にデジタル化が進展している。特に自動車産業分野において自動運転技術の進展や新たなモビリティサービスの拡大などデジタル化の潮流が一層加速しており、カーボンニュートラルへの対応と合わせて、更なる技術革新が求められている。
- ・引き続き農林水産物等の地域資源の有効活用による6次産業化や県産品のブランド化を進め、「食と農」のビジネス拠点を創出するとともに、こうした社会経済を取り巻く環境の大きな変化を見据え、環境や次世代自動車等の成長産業や物流関連産業等の企業誘致や研究開発を推進し、新しい産業の創出と集積が必要である。

### (解決策及び対応するSDGs)

- ・6次産業化等の推進による「食と農」ビジネス拠点の創出
- ・高規格幹線道路や農林水産物を活かした広域物流拠点の創出
- ・農林水産物の安定的な供給力の確保
- ・デジタル化や新技術等の研究・実証・実装の推進



## (政策課題3(1) 新しいライフスタイルの実現の場の創出)

- ・コロナ禍をきっかけに働き方や暮らし方が劇的に変化した結果、自然と調和したゆとりある暮らし方と多様な働き方の両立が可能になりつつある。
- ・従来の画一的な価値観から、考え方やライフステージに応じて個々人が自由にライフスタイルを選択できる場が求められている。
- ・このような中、首都圏在住者等に地方回帰の流れが起こりつつあり、本県への移住希望者も増加傾向にある。そのため、移住希望者に対して地域の特性を活かした多彩なライフスタイルを提案し、移住・定住の地として選ばれる地域づくりの推進が必要である。

### (解決策及び対応するSDGs)

- ・豊かな自然環境に囲まれたゆとりある暮らし空間の確保
- ・地域の魅力を活用した交流の促進



### (政策課題3(2) 脱炭素社会・SDGsの実現)

- ・地球規模の環境危機が深刻化する中、世界的に脱炭素社会、循環型社会、持続可能な社会の形成といった機運が高まっている状況にある。国では「グリーン成長戦略」や「エネルギー基本計画」を掲げ、温室効果ガス排出量削減や再生可能エネルギー比率の向上を目指している。
- ・脱炭素の問題は国際的な産業競争力に関わる問題でもあり、自動車産業を始めとするものづくり産業が盛んな本県においては、カーボンニュートラルへの取組は喫緊の課題である。既に県内の一部自治体では脱炭素先行地域等の先駆的な取組も実施されている。
- ・併せて、豊かな自然環境を有する本県にとっては、自然共生社会の実現や、資源・エネルギーが循環する社会への移行、脱炭素社会の形成など、環境と社会経済が両立する持続可能な社会の構築が必要である。

### (解決策及び対応するSDGs)

- ・自然環境等の保全・活用による自然共生社会の実現
- ・循環型社会への移行やカーボンニュートラルの促進



### (政策課題4 暮らしを支える基盤の整備)

- ・東西軸においては、東名高速道路へのスマートインターチェンジの設置や、新東名高速道路の延伸が進んでおり、南北軸においては、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道等の整備が進んでいる。
- ・海や空の玄関口においても、清水港では新興津国際海上コンテナターミナル、富士山静岡空港では旅客ターミナルビルが整備され、機能強化が図られている。
- ・上記が連結した陸・海・空の総合交通ネットワークの強化により、首都圏や中京圏はもとより、隣接県や三遠南信地域、国外へのアクセス向上に加え、広域的な人・モノ・情報の流れを支える代替性・多重性が確保された有事に強い広域物流網の構築に期待が寄せられている。

### (解決策及び対応するSDGs)

- ・陸・海・空の交通ネットワークと物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの更なる充実



## ② 評価指標及び数値目標

評価指標 (1)	防災・減災機能の充実・強化
数値目標 (1)①	地震・津波対策アクションプログラム 2023 において目標を達成したアクションの割合 1.4% (R5年度) → 21.6% (R9年度)
数値目標 (1)②	“ふじのくに森の防潮堤づくり”の整備延長 (中遠沿岸域、浜松市沿岸域) 22,416m (平成25～令和3年度) → 32,480m (平成25～令和9年度)
数値目標 (1)③	津波避難施設による要避難者カバー率 98.1% (令和3年度) → 毎年度100%
評価指標 (2)	地域資源を活用した新しい産業の創出・集積
数値目標 (2)①	企業立地件数 累計419件 (平成28～令和3年) → 累計450件 (令和4～9年)
数値目標 (2)②	先端産業創出プロジェクト等による事業化件数 累計540件 (平成28～令和3年度) → 累計714件 (令和4～9年度)
数値目標 (2)③	農林水産物の付加価値向上に向けた取組件数 累計1,119件 (平成28～令和3年度) → 累計1,140件 (令和4～9年度)
評価指標 (3)-1	新しいライフスタイルの実現の場の創出
数値目標 (3)-1①	豊かな暮らし空間創生住宅地区画数 累計360区画 (平成26～令和3年度) → 累計720区画 (平成26～令和9年度)
数値目標 (3)-1②	移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数 1年間の移住者数1,868人 (令和3年度) → 3,000人以上 (令和9年度)
評価指標 (3)-2	脱炭素社会・SDGsの実現
数値目標 (3)-2①	再生可能エネルギー導入量 52.3万k1 (令和2年度) → 75.6万k1 (令和9年度)
数値目標 (3)-2②	県内の温室効果ガス排出量削減率 -20.1% (令和2年度) → -38.2% (令和9年度)
評価指標 (4)	暮らしを支える基盤の整備
数値目標 (4)①	高規格幹線道路へのアクセス道路の供用率 71.4% (令和3年度) → 84.7% (令和9年度)
数値目標 (4)②	国及び県の助成制度等を利用して建設された物流施設件数 累計83件 (平成28～令和3年度) → 累計90件 (令和4～9年度)

### 3 特定地域活性化事業の名称

5つの政策課題及びその解決策は、下記4つの区分に応じた戦略的な取組として展開する。

- (1) 沿岸・都市部のリノベーションモデル事業  
(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4)
- (2) 内陸・高台部のリノベーションモデル事業  
(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4)
- (3) 多層的な地域連携軸の形成モデル事業  
(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4)
- (4) 地域循環共生圏の形成モデル事業  
(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4)

### 4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

#### i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、以下の取組を行っていく。

- ① 小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業（道路局所管補助事業、別紙2-3）
- ② 「食と農」のアンテナエリア形成事業（社会資本整備総合交付金、別紙2-3）
- ③ 浜名湖西岸地区産業集積推進事業（社会資本整備総合交付金、別紙2-3）
- ④ “ふじのくに森の防潮堤づくり”事業（農山漁村地域整備交付金、別紙2-3）

#### ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

a 現行法で対応可能であることが明らかとなり、同意した提案

・工場立地にかかる公共空地の確保のための緑地規制の緩和
敷地の一部の緑地を行政に寄付した場合、当該工場の緑地とみなすことは困難であるが、当該緑地が行政によって適切に管理され、工場敷地と一体のものとなし、維持されれば、実質的に緑地率を満たすものと考えられ、知事又は市長は工場立地法第9条の勧告をしないことができると考えられ、現行法で対応可能との見解が示され、実現可能であることが明らかとなった。
・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和（農業用施設等の追加）
甲種農地及び第1種農地であっても、農家レストランや農産物加工販売施設等を設置する場合、地域の農業の振興に資する観点から農地転用許可を行うことが可能となっており、現行法で対応可能との見解が示され、実現可能であることが明らかとなった。
・6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和
六次産業化法第5条第1項に基づき、総合化事業計画の認定を受けるに当たっては、同計画の用に供するため、農業者自らが農用地区域内に現行で認められている農業用施設を設置する場合、農用地区域からの除外や農用地区域の用途変更を行うことが必

要であり、現行法で対応可能との見解が示され、実現可能であることが明らかとなった。
・ 市民農園における営利目的での農産物の生産に関する規制の緩和
地域農業の後継者候補を育成するための第一段階として、生産から販売までの一連の農作業を経験させる研修を行うというものであれば営利目的には該当せず、現行法で対応可能との見解が示され、実現可能であることが明らかとなった。
・ 市街化調整区域における市民農園区域の指定に関する規制の緩和
国・県・市町村等の関係者が集まりワンストップで土地利用計画の調整を行い、その際、市民農園区域の指定の協議に必要な事項も含めて調整されるのであれば、市民農園整備促進法に基づく手続は円滑に完了するものと考えられ、現行法で対応可能との見解が示されたことから、今後、計画が具体化した段階で改めて協議を行うことになった。
・ 同一港内の臨港道路において、専用ナンバーでの輸出用完成自動車やコンテナシャーシ等の移動に関する規制の緩和
輸出用完成自動車の簡易な専用ナンバーは、既にマグネット式ナンバーを導入済みであり、現行法で対応可能との見解が示され、実現可能であることが明らかとなった。
・ 公衆便所の浄化槽における処理対象人員算定計算の特例措置
浄化槽の人員算定は JIS A 3302（建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準）によるが、その中で実情に沿わない場合は類似施設を基にして算定人員を算定できるとされており、算定根拠が建築基準法上妥当であると特定行政庁が判断できる場合は実情に即した値を用いることが可能との見解が示された。これにより、実情に即した浄化槽の人員算定を行い、農作業休憩施設整備を実施した。
・ 木質バイオマス発電に利用する森林資源の廃棄物扱い除外に関する規制の緩和 ・ 木質バイオマスの燃焼灰利用に関する規制の緩和
都道府県等及び市町村が「行政処分の指針について（通知）」を踏まえ個別の事案ごとに総合判断した結果「廃棄物として取り扱う必要はない」（有価物である）と判断するのであれば、現行制度上廃棄物として取り扱う必要はない、との見解が示されたことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。
・ 災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制緩和
災害時において災害対策本部・避難所及び隣接する工業団地内の工場に対して、災害時に必要となる電気を災害時協力協定により供給することについては、災害時協力協定等において組合を設立する旨の定めがあれば、特定供給の許可を得ることが可能であるため、現行法を改正することなく対応できるとの見解が示されたことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。
・ 工場立地にかかる緑地等規制の緩和
工場立地法の規制緩和は困難との見解であるが、企業立地促進法において、国の同意を受けることで用途地域の定めの有無に関わらず企業立地重点促進区域の設定が可能であることを確認した。また、第6次地方分権一括法により町においても独自の緑地

<p>率等を規定する準則を定める条例が制定可能となったことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。</p>
<p>・ 賃借した農地の利用に関する規制の緩和</p>
<p>借り受けた農地の転貸について、農業経営基盤強化促進法により該当市町が農用地利用集積計画を作成することで対応可能であることが確認できたことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。</p>
<p>・ 種苗登録における譲渡可能な期間の延長に関する規制の緩和</p>
<p>種苗法で定める品種登録出願前の譲渡可能な期間について、現行の1年以内を3年以内に拡大する規制の緩和は困難であるが、現行法令下で試験研究を目的とした特性調査のために行う譲渡は可能であることが確認できたことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。</p>

- b 現行法での対応であるが、新たな調整スキームを構築し、実現に向けた方針決定を迅速化していくことについて同意した提案（条件付き同意）

<p>・ 土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設（個別法の各種手続きのワンストップ処理）</p> <p>・ 農用地区域の変更及び農地転用の特例</p>
<p>東日本大震災復興特区法のワンストップ処理は、「被災による行政機能の低下」という特殊事情に配慮した措置であり適用は困難であるが、防災・減災の観点から、土地利用規制に関して、国や関係する県、市町が一堂に会した協議の場を設け、個別事案ごとに協議・調整することは可能との見解が示されたことから、今後、具体化した個別案件ごとに協議を行うことになった。なお、調整スキームについて疑義等が生じた場合には、改めて「国と地方の協議」において再協議を行う。</p>
<p>・ 市街化調整区域における開発許可の特例</p>
<p>東日本大震災復興特区法のワンストップ処理は、「被災による行政機能の低下」という特殊事情に配慮した措置であり適用は困難であるが、市街化調整区域の開発許可は開発許可権者である地方公共団体が都市計画法第34条各号に適合すると判断すれば可能であるとの見解が示されたことから、今後、具体化した個別案件ごとに検討・調整を行うことになった。なお、調整スキームについて疑義等が生じた場合には、改めて「国と地方の協議」において再協議を行う。</p>
<p>・ 農用地区域の変更に関する要件の緩和</p>
<p>農業公共投資が行われて間もない土地を他用途に供するため、農用地区域から除外することは適当ではない。しかし、当該提案に係る企業用地確保については、①土地改良事業に係る非農用地区域の活用、②農村地域工業等導入促進法の活用を検討してほしいとの見解が示されたことから、今後、具体的な調整を進めていく。なお、調整を進める中で疑義等が生じた場合には、改めて「国と地方の協議」において再協議を行う。</p>
<p>・ 農業振興に資する施設に関する要件の緩和（農業用施設の追加）</p>

地域再生法については、農振法および農地法の特例が措置されるとともに、平成 27 年 3 月 11 日に農林水産省農村振興局長から通知された「地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン」の中で具体的な運用方針が示され、地域再生法の活用により提案内容の実現が可能となったことから、今後、具体的な検討を進めていくことになった。

なお、農家レストランを農振法第 3 条第 1 項第 4 号の農業用施設に加えるとした提案については、農林水産省は、内閣府と連携し、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討し、情報提供に努めることとなった。



## 別紙 2 - 3 <道路局所管補助事業> 【1 / 4】

### 1 一般地域活性化事業の名称

小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業（道路局所管補助事業）

### 2 一般地域活性化事業の内容

#### ①事業概要

（仮称）小山スマート IC が設置されることにあわせ、国際的なレース場である富士スピードウェイ周辺に自動車関連産業や地域資源を活かした観光交流拠点を創出する。

#### ②支援措置の内容

国土交通省の道路局所管補助事業を活用し、新東名高速道路の（仮称）小山 PA 周辺の沿道の町道 3 9 7 5 号線を整備する。

#### ③事業実施主体

小山町

#### ④事業が行われる区域

小山町

#### ⑤事業の実施期間

平成 25 年度～令和 5 年度

## **別紙 2 - 3 <社会資本整備総合交付金> 【2 / 4】**

### **1 一般地域活性化事業の名称**

「食と農」のアンテナエリア形成事業（社会資本整備総合交付金）

### **2 一般地域活性化事業の内容**

#### ①事業概要

交通の要衝としての優位性や地域資源を活用し、広域物流施設や農家レストラン、農産物直売所、生産型市民農園等を整備し新たな産業集積の創出による賑わいづくりと地域活性化を促進する。

#### ②支援措置の内容

国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、交通の安全性及び利便性を向上させるとともに物流及び交流の活性化を図るため市道仮宿下付田高田線を整備する。

#### ③事業実施主体

藤枝市

#### ④事業が行われる区域

藤枝市

#### ⑤事業の実施期間

平成 26 年度～令和 8 年度

## **別紙 2 - 3 <社会資本整備総合交付金> 【3 / 4】**

### **1 一般地域活性化事業の名称**

浜名湖西岸地区産業集積推進事業（社会資本整備総合交付金）

### **2 一般地域活性化事業の内容**

#### ①事業概要

津波被害の恐れがない標高 30m 以上の浜名湖西岸地区にて土地区画整理事業を実施し、工業団地を整備する。また、工業団地から国道 1 号浜名バイパスへのアクセス道路である都市計画道路大倉戸茶屋松線を整備し、三河港等へのアクセス性の向上を図る。

#### ②支援措置の内容

国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、国道 1 号浜名バイパスまでの工業団地アクセス道路の整備を行う。

#### ③事業実施主体

湖西市、浜名湖西岸土地区画整理組合

#### ④事業が行われる区域

湖西市

#### ⑤事業の実施期間

平成 30 年度～令和 12 年度

## **別紙 2 - 3 <農山漁村地域整備交付金> 【4 / 4】**

### **1 一般地域活性化事業の名称**

“ふじのくに森の防潮堤づくり”事業（農山漁村地域整備交付金）

### **2 一般地域活性化事業の内容**

#### ①事業概要

平時には県民の憩いの場となり有事には津波に対する多重防御の一翼を担う海岸防災林の再整備を実施し、沿岸部の県民や企業の安心安全を確保する。

#### ②支援措置の内容

農林水産省の農山漁村地域整備交付金を活用し、海岸防災林の再整備を実施する。

#### ③事業実施主体

静岡県

#### ④事業が行われる区域

静岡県

#### ⑤事業の実施期間

平成 26 年度～令和 9 年度

## **別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金> 【1 / 4】**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

沿岸・都市部のリノベーションモデル事業

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱 UFJ 銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社静岡銀行

スルガ銀行株式会社

株式会社清水銀行

株式会社静岡中央銀行

しずおか焼津信用金庫

静岡信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

富士宮信用金庫

島田掛川信用金庫

富士信用金庫

遠州信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

静岡県信用農業協同組合連合会

富士伊豆農業協同組合

大井川農業協同組合

遠州中央農業協同組合

株式会社日本政策投資銀行

### **3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容**

#### **a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容**

総合特区内において、津波被害や水災害が想定される沿岸・都市部の新しい地域再生モデルの創出を目指す次のような事業を実施する取組に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業を行う。

- ①南海トラフの巨大地震において津波被害が想定される区域（静岡県第4次地震被害想定）に立地する企業の安全な場所への移転、移転後の空間を活用した農地の再生<sup>※1</sup>を行う事業
- ②沿岸・都市部の浸水被害想定区域外において、防災公園への物資供給拠点の併設、産業

集積拠点の創出を行う事業

③交通インフラを活用した災害に強い工業・物流施設の整備や地場産品を活用した交流拠点の創出を行う事業

④沿岸域や河川流域を有する市町において、既存施設や遊休土地の利活用により災害に強い工場・研究所を整備し、地域防災力の向上、地域資源の活用、新しい産業の創出、流域治水<sup>注2</sup>を推進する事業、または遊休土地や移転後の空間において太陽光、水力、風力、バイオマス、温泉エネルギーといった地域固有の再生可能エネルギーの有効利用や農地の再生利用を行う事業

「沿岸・都市部のリノベーションモデル事業」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「防災・減災機能の充実・強化」、「地域資源を活用した新しい産業の創出・集積」、「新しいライフスタイルの実現の場の創出」、「脱炭素社会・SDGsの実現」、「暮らしを支える基盤の整備」及びその解決策である流通業務施設や工場・研究施設などの集積、災害発生時の協力体制の構築、6次産業化の推進、木質バイオマス発電所の整備や太陽光発電パネルの設置等を進めるための環境整備、市民農園の建設や観光拠点施設の整備と合わせた地域資源の活用などによるエネルギーの有効利用、循環型社会への移行やカーボンニュートラルの促進、物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実等とも整合している。

注1 具体的な事業内容は、優良畑地化、植物工場の設置、その他の農業生産基盤の整備

注2 河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第2号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第5号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

## **別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2 / 4】**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

内陸・高台部のイノベーションモデル事業

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱 UFJ 銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社静岡銀行

スルガ銀行株式会社

株式会社清水銀行

株式会社静岡中央銀行

しずおか焼津信用金庫

静岡信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

富士宮信用金庫

島田掛川信用金庫

富士信用金庫

遠州信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

静岡県信用農業協同組合連合会

富士伊豆農業協同組合

大井川農業協同組合

遠州中央農業協同組合

株式会社日本政策投資銀行

### **3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容**

#### **a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容**

総合特区内において、沿岸域の企業や住民の受け皿ともなる災害に強く個性と魅力を備えた新しい地域づくりの先導的なモデルの創出を目指す次のような事業を実施する取組に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業を行う。

① 6次産業化の推進、市民農園の建設、観光拠点施設の整備、ガストロノミー（食文化）

ツーリズムの推進により、特色ある農林水産物や地場産品をより一層活用する事業

② 交通インフラを活用した流通業務施設や、工場・研究施設の整備、新成長分野の取組の

推進により、新しい産業を創出する事業

- ③太陽光、水力、風力、バイオマス、温泉エネルギーといった地域固有の再生可能エネルギーの活用や、地域内においてそれを有効利用するための需給の最適化を図るマネジメントシステムの導入、また静岡らしい自然豊かでゆとりある生活環境の提供により、多彩なライフスタイルを実現する場を創出する事業

「内陸・高台部のイノベーションモデル事業」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「防災・減災機能の充実・強化」、「地域資源を活用した新しい産業の創出・集積」、「新しいライフスタイルの実現の場の創出」、「脱炭素社会・SDGsの実現」、「暮らしを支える基盤の整備」及びその解決策である流通業務施設や工場・研究施設などの集積、災害発生時の協力体制の構築、6次産業化の推進、木質バイオマス発電所の整備や太陽光発電パネルの設置等を進めるための環境整備、市民農園の建設や観光拠点施設の整備と合わせた地域資源の活用などによるエネルギーの有効利用、循環型社会への移行やカーボンニュートラルの促進、物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実等とも整合している。

- b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援助利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第2号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第5号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

第10号 地域住民の健康の保持増進に資する事業



## **別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金> 【3 / 4】**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

多層的な地域連携軸の形成モデル事業

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱 UFJ 銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社静岡銀行

スルガ銀行株式会社

株式会社清水銀行

株式会社静岡中央銀行

しずおか焼津信用金庫

静岡信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

富士宮信用金庫

島田掛川信用金庫

富士信用金庫

遠州信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

静岡県信用農業協同組合連合会

富士伊豆農業協同組合

大井川農業協同組合

遠州中央農業協同組合

株式会社日本政策投資銀行

### **3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容**

#### **a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容**

総合特区内において、全国に誇る有事に強い物流ネットワークの構築を目指す次のような事業を実施する取組に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業を行う。

○本県が有する全ての“陸・海・空”の交通ネットワーク（新東名と東名高速道路のダブルネットワーク、駿河湾3港、富士山静岡空港等）を最大限活用し、物流コストやリードタイム縮減等のインセンティブにより高規格幹線道路（第4次全国総合開発計画で計画された路線）のIC周辺地域等に物流関連企業の新規立地、施設の増改築、設備の新規購入・更新の設備投資を促進し、有事においても大きな機能を発揮する広域物流拠点を

## 県内各地に創出する事業

「多層的な地域連携軸の形成モデル事業」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「防災・減災機能の充実・強化」、「地域資源を活用した新しい産業の創出・集積」、「暮らしを支える基盤の整備」及びその解決策である広域物流拠点の創出、物流産業集積拠点を結ぶ物流ネットワークの充実等とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第5号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

## **別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金> 【4 / 4】**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

地域循環共生圏の形成モデル事業

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱 UFJ 銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社静岡銀行

スルガ銀行株式会社

株式会社清水銀行

株式会社静岡中央銀行

しずおか焼津信用金庫

静岡信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

富士宮信用金庫

島田掛川信用金庫

富士信用金庫

遠州信用金庫

株式会社商工組合中央金庫

静岡県信用農業協同組合連合会

富士伊豆農業協同組合

大井川農業協同組合

遠州中央農業協同組合

株式会社日本政策投資銀行

### **3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容**

#### **a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容**

総合特区内において、美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて他地域と資源を補完し支え合うことにより、防災減災の取組と併せ住み続けられる持続可能な地域づくりの先導的モデルの構築を図る次のような事業を実施する取組に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業を行う。

- ①森林資源の循環利用や生態系の保全・再生といった地域特性に応じた地域資源循環モデルの創出により、環境と調和した循環型社会への移行・自然との共生を実現する事業

- ②スマートシティ形成や地域交通の脱炭素化、建築物の省エネ化といった環境重視型のインフラ整備により、まちづくりや住宅・建築物、交通システムのリデザイン（再設計）を図る事業
- ③太陽光やバイオマス、中小水力及び水素エネルギー等の活用により、環境共生型の再生可能エネルギー等の導入促進を図る事業
- ④グリーン成長戦略の展開や実証フィールドの形成、AI・ICT等を活用したスマート農林水産業の展開、新技術等の研究開発の支援により産業構造の転換を図る事業
- ⑤ベンチャーやスタートアップ企業に対する支援等により、人材の育成とオープンイノベーションを図る事業

「地域循環共生圏の形成モデル事業」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「地域資源を活用した新しい産業の創出・集積」、「新しいライフスタイルの実現の場の創出」、「脱炭素社会・SDGsの実現」及びその解決策である木質バイオマス発電所の整備や太陽光発電パネルの設置等を進めるための環境整備、地域資源の活用によるエネルギーの有効利用を推進するための環境整備、自然環境等の保全・活用による自然共生社会の実現、循環型社会への移行やカーボンニュートラルの促進等とも整合している。

- b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援助利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）
  - 第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
  - 第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
  - 第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの
  - 第7号 地域における公共交通機関の整備等に関する事業
  - 第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

## 別紙2-8 <地域において講ずる措置>

### 1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

事業名・実施主体	措置年度
<<防災・減災機能の充実・強化>>	
プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費【静岡県】	H13～
私立学校耐震化促進等事業費助成（私立学校地震対策緊急整備事業費助成）【静岡県】	H8～
津波対策関連事業費（堤防・水門等の整備）【静岡県】	H25～
津波対策施設等整備事業費（河川）【静岡県】	R3～
<<地域資源を活用した新しい産業の創出・集積>>	
静岡県地方活力向上地域における県税の特例【静岡県】	H28～
静岡県過疎地域における県税の特例【静岡県】	H29～
静岡県半島振興対策実施地域における県税の特例【静岡県】	H29～
新規産業立地事業費助成【静岡県】	H7～
地域産業立地事業費助成【静岡県】	H8～
工業用地安定供給促進事業費助成【静岡県】	H26～
中小企業向制度融資促進費助成（ふじのくにフロンティア推進資金）【静岡県】	H26～
内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業費【静岡県】	H26～
地域振興整備事業建設改良費【静岡県】	S58～
工業用地等開発可能性基本調査事業費【静岡県】	H24～
リーディング産業育成事業費助成【静岡県】	R4～
農山漁村発イノベーション推進事業費【静岡県】	H22～
人・農地プラン推進事業費【静岡県】	R2～
水産業振興総合推進費補助金【静岡県】	H17～
沼津市中小企業設備投資促進事業費補助金【沼津市】	H28～
沼津市医療関連産業集積促進事業費補助金【沼津市】	H24～
ファルマバレー関連事業所等家賃助成事業費補助金【三島市】	H24～
立地工場等事業継続強化事業費補助金【富士市】	H26～
産学連携セルロースナノファイバーチャレンジ補助金【富士市】	H28～
ものづくり力向上事業補助金【富士市】	H30～
産業立地奨励補助金【磐田市】	H17～
立地工場等事業継続強化事業費補助金【磐田市】	H26～
農商工連携・6次産業化等推進事業費【藤枝市】	H23～
中小企業販路拡大事業費補助金【藤枝市】	H13～
市民ふれあい農園整備事業費補助金【藤枝市】	H22～
御殿場市雇用促進事業費補助金【御殿場市】	H27～

御殿場市設備投資事業費補助金【御殿場市】	H29～
袋井市工場立地奨励補助金【袋井市】	H17～
菊川市地域産業立地事業費補助金【菊川市】	H17～
伊豆の国市企業立地設備投資奨励金【伊豆の国市】	H30～
函南町企業立地設備投資奨励金【函南町】	H29～
森町産業立地奨励事業費補助金【森町】	H29～
<b>&lt;&lt;新しいライフスタイルの実現の場の創出&gt;&gt;</b>	
ふじのくにに住みかえる推進事業費【静岡県】	H27～
豊かな暮らし空間創生事業費【静岡県】	H27～
<b>&lt;&lt;脱炭素社会・SDGsの実現&gt;&gt;</b>	
地産エネルギー創出支援事業費【静岡県】	H28～
中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金【静岡県】	R4～
<b>&lt;&lt;“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体の推進&gt;&gt;</b>	
“ふじのくに”のフロンティア推進事業費【静岡県】	
ふじのくにフロンティアエリア形成事業費補助金	R2～
ふじのくにフロンティア地域循環共生圏計画策定事業費補助金	R4～
ふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業費補助金	R4～

## 2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

### 【静岡県】

- ・ 県開発審査会の付議基準について、「大規模流通業務施設」の立地基準では、高速自動車国道のIC周辺の指定地域への立地の追加（高速自動車国道ICから1km以内を高速自動車国道のICから5km以内の指定地域）や特定流通業務施設の追加を行い、開発許可手続きの迅速化・明確化により物流関連企業の立地促進を支援している。また、製造業・情報通信業の工場等に関する「地域振興のための工場等」及び同区域における住宅の立地に関する「優良田園住宅」を新設した。加えて、包括承認基準に、地域未来投資促進法の地域経済牽引施設の開発（建築）行為に関する「地域経済牽引事業の用に供する施設」を新設し、市町のまちづくりの方針に沿った運用を図っている。
- ・ 企業立地補助制度について、成長分野（食品、医薬品、医療機器、環境、半導体等）の工場、研究所の補助率・限度額の引上げ、雇用要件の緩和を行うなど、企業立地の促進を図っている。
- ・ 工場立地法に基づく県条例の制定により、町村部における緑地面積率及び環境施設面積率の見直しを行い、企業立地の促進を図っている。
- ・ 平成26年度から、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の県全域への拡大に向け、市町の取組や事業の具体化強化のため、「ふじのくにフロンティア推進区域」（旧称「内陸フロン

ティア推進区域」)を設置し、各種支援を行っている。

※ ふじのくにフロンティア推進区域：総合特区区域及び“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要として県が指定する区域

- ・ 令和元年度から、推進区域や中心市街地等と新たに整備する産業・文化等の拠点を計画的に連携・補完させる「ふじのくにフロンティア推進エリア」を設置し、各種支援を行っている。

※ ふじのくにフロンティア推進エリア：“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要として県が認定する圏域

- ・ 令和4年度から、デジタル技術等を活用しながら地域資源の活用と循環を図り、環境と社会経済を両立させることにより地域課題の解決を図る「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」を設置し、各種支援を行っている。

※ ふじのくにフロンティア地域循環共生圏：“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要として県が認定する圏域

(取組への具体的支援策)

- ・ 市町が実施する整備手法の検討等に係る調査・設計事業等に対して助成し、区域構想の具体化に向けた取組を支援する。(推進区域、推進エリア、地域循環共生圏)
- ・ 工場、物流施設、研究所等を新規に立地した企業の設備投資・用地取得・新規雇用に対して助成し、産業の高度化や雇用の創出を図る。特に、用地取得に対する補助率と補助限度額を引上げし、企業の設備投資をより一層促進していく。(推進区域、推進エリア、地域循環共生圏)
- ・ 工業用地造成に係る市町の公共施設整備に要する経費に対して助成し、工業用地の安定的な供給を支援する。(推進区域、推進エリア、地域循環共生圏)
- ・ 県制度融資「ふじのくにフロンティア推進資金」や産業成長促進資金によって金融機関からの借入に係る利子補給を行い、立地した企業の設備投資を促進する。(推進区域、推進エリア、地域循環共生圏)
- ・ 民間事業者が行う住宅団地整備のうち、公共施設整備に要する経費に対して助成し、住宅用地の安定的な供給を支援する。(推進区域、推進エリア、地域循環共生圏)
- ・ 開発地周辺の農業振興対策として、市町等からの申請に基づく農地の基盤整備を県が実施し、支援する。(推進区域、推進エリア、地域循環共生圏)
- ・ 事業継続計画に基づき、県第4次地震被害想定において津波等の被害が想定される区域に立地する工場等を区域外等へ移転又は分散する際の企業の設備投資・用地取得・新規雇用に対して支援する。
- ・ 小水力発電、バイオマス発電、熱利用、温泉エネルギー導入の可能性調査や設備導入に対する補助率をかさ上げし、エネルギーの地産地消を推進する。(地域循環共生圏)

### 3 地方公共団体等における体制の強化

総合特区をはじめとした“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を推進するため、県並びに関係市町の組織や体制を以下のとおり強化している。

また、計画、実行した取組は、外部有識者により構成する「“ふじのくに”のフロンティア

を拓く取組評価委員会」にて、毎年評価を行い、取組の改善に繋げるなど、継続的に取組を実施する体制が整っている。

#### 【静岡県】

- ・平成 23 年 12 月：県庁内に知事、副知事、関係部局長を構成員とする『「内陸のフロンティア」を拓く推進会議』を設置
- ・平成 24 年 1 月：富士市及び民間事業者を構成員とする「富士山を望む休憩施設設置に向けた勉強会」を設置
- ・平成 24 年 4 月：県と県内全市町の企画担当部長相当職を構成員とする「内陸のフロンティアを拓く県と市町の企画政策会議」を設置し、県と市町が連携・協力して取組を推進する体制を構築
- ・平成 24 年 5 月：県庁内の関係部長等が構成員の「産業集積推進本部」の下、「リスク分散検討部会」を設置し、企業のリスク分散・移転の動きに対応
- ・平成 24 年 6 月：市町や民間企業からの土地利用調整等に係る相談のワンストップ窓口「チームフロンティア」を県内 4 箇所の県地域政策局内に設置
- ・平成 24 年 9 月：県企画広報部に「部理事（内陸フロンティア担当）」を配置
- ・平成 25 年 4 月：内陸フロンティア構想の早期実現に向け、「内陸のフロンティア」を拓く推進会議本部事務局を県企画広報部内に設置
- ・平成 26 年 3 月：本県産業の成長戦略策定を目的として、県と県内経済界の代表者による「静岡県産業成長戦略会議」を県経済産業部内に設置
- ・平成 26 年 10 月：「内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会」を再編し、総合特区区域に加え、県が指定する内陸のフロンティア推進区域を加えた『「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会』を設立
- ・平成 27 年 9 月：外部有識者により取組の進捗を客観的に評価し、取組のスピードアップや質の向上を図るため、「静岡県「内陸のフロンティア」を拓く取組評価委員会」を設置
- ・平成 28 年 11 月：本県における産業振興を一層推進するため、県企業局に「国内産業振興プロジェクトチーム」を設置
- ・平成 29 年 6 月：内陸フロンティア推進区域等の早期具体化を図るため、「内陸フロンティア推進プロジェクトチーム」を設置
- ・平成 30 年 4 月：『「内陸のフロンティア」を拓く取組』を『“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組』に改称  
併せて『「内陸のフロンティア」を拓く推進会議』及び『「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会』を『“ふじのくに”のフロンティアを拓く推進会議』及び『“ふじのくに”のフロンティアを拓く地域協議会』にそれぞれ改称
- ・平成 30 年 12 月：『静岡県「内陸のフロンティア」を拓く取組評価委員会』を『“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組評価委員会』に改称
- ・平成 31 年 4 月：“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進を図るため、総合政策課内に「フロンティア推進班」を設置
- ・令和元年 5 月：本県独自の「ふじのくにフロンティア推進エリア」認定制度を創設



- ・令和4年4月：本県独自の「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」認定制度を創設

#### 【静岡市】

- ・平成25年7月：「静岡市内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置

#### 【浜松市】

- ・平成23年9月：未来創造「新・ものづくり」特区地域協議会を設置
- ・平成26年4月：推進体制の強化を図るため、産業総務課内に第三都田地区開発担当課長を置き、事業区域に隣接する北区都田町に「第三都田地区開発事務所」を開設
- ・平成30年4月：組織改正により、産業総務課第三都田地区開発担当と産業振興課企業立地担当を統合し、「企業立地推進課」を設置

#### 【三島市】

- ・平成24年4月：「三島市戦略まちづくり推進本部会議」を設置
- ・平成24年4月：「持続可能な経済対策本部会議」を設置
- ・平成25年5月：「三島市内陸のフロンティア総合特区庁内推進特別部会」を設置
- ・平成25年5月：「三島市内陸のフロンティアを拓く総合特区連絡協議会」を設置
- ・平成26年4月：「三島市都市戦略推進特別部会」を設置
- ・平成27年4月：「三島市都市戦略推進特別部会」を「三島市総合戦略推進特別部会」に発展改組し、新たに「三島市総合戦略策定委員会」を設置
- ・平成27年4月：政策企画課内に、「内陸フロンティア推進室」を設置

#### 【島田市】

- ・平成25年4月：庁内に「新東名島田金谷IC周辺等開発プロジェクト推進チーム」を設置
- ・平成26年8月：地元「新東名島田金谷IC周辺まちづくり協議会」を設立
- ・平成29年4月：市産業観光部内に「内陸フロンティア推進課」を設置

#### 【富士市】

- ・平成26年5月：「富士市内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置

#### 【磐田市】

- ・平成24年3月：「いわた内陸フロンティア検討会」を設置

#### 【藤枝市】

- ・平成19年4月：「藤枝市企業立地推進本部会」を設置
- ・平成23年8月：藤枝市とJA大井川・藤枝商工会議所・岡部町商工会を事務局とした農林・商工業者等による「藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク」を設立
- ・平成24年4月：新東名IC周辺土地利用に関するワーキンググループを設置
- ・平成26年12月：「藤枝市内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置

#### 【御殿場市】

- ・平成26年12月：「第1回（仮称）舟久保工業用地開発事業懇話会」を開催
- ・平成27年11月：「駒門周辺地域エコシティ化推進協議会」を設置
- ・平成27年12月：「第2回（仮称）舟久保工業用地開発事業懇話会」を開催
- ・平成28年6月：「印野地区既存集落宅地創出事業協議会」を設置
- ・平成28年6月：「第3回（仮称）舟久保工業用地開発事業懇話会」を開催
- ・平成29年7月：「御殿場市エコガーデンシティ推進協議会」を設置

- ・令和3年7月：「御殿場市エコガーデンシティ推進協議会」に8つの専門部会を設置

#### 【袋井市】

- ・平成22年7月：「企業誘致推進チーム」を設置
- ・平成24年3月：「6次産業化研究会」を設置
- ・平成24年4月：「防災係」を「防災計画係・防災対策係」の2係体制とし、元自衛隊1等陸佐を防災監に採用
- ・平成25年7月：「袋井市内陸フロンティア総合特区推進チーム」を設置
- ・平成29年4月：新たな産業育成の強化を図るため、「産業振興課」を「産業政策課」に、「産業立地推進室」を「産業振興室」に変更
- ・平成30年4月：危機管理体制の強化を図るため、「防災監」を「危機管理監」に、「防災課」を「危機管理課」に、「防災計画係」を「危機政策係」に、「防災対策係」を「危機対策係」にそれぞれ変更
- ・平成31年4月：企業誘致と用地開発を集中的に進めるため、それに特化した「企業誘致係」を産業政策課内に設置するとともに、「産業振興室」と「商業労政係」を再編し「産業労政室」に変更
- ・令和2年4月：「袋井市防災センター・袋井消防庁舎」を合同庁舎として整備し、危機管理体制を強化

#### 【湖西市】

- ・平成29年度：浜名湖西岸及び大倉戸茶屋松線にかかる勉強会の開催（計2回）
- ・平成30年度：浜名湖西岸土地区画整理事業にかかる勉強会の開催（計4回）
- ・平成31年4月：都市計画課内に「市街地整備係」を設置

#### 【函南町】

- ・平成24年3月：「農業文化振興会議」を設置
- ・平成25年3月：「函南町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置

#### 【長泉町】

- ・平成24年4月：「新東名長泉沼津IC周辺土地利用調整会議」を設置
- ・平成25年8月：「長泉町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置

#### 【小山町】

- ・平成24年6月：「小山町経営戦略会議」を設置
- ・平成25年4月：内陸のフロンティアを拓く取組推進プロジェクトチーム「チーム・フロンティアおやま」を設置
- ・平成25年10月：「小山町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を設置
- ・平成25年12月：「小山町内陸のフロンティア総合特区湯船原地区地権者連絡協議会」を設置
- ・平成26年4月：企画総務部に「内陸のフロンティア」を拓く取組担当の「未来拠点課」を設置
- ・平成26年10月：「小山町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会」を、総合特区区域に加え、県が指定する内陸のフロンティア推進区域を加えた『小山町内陸のフロンティアを拓く取組推進協議会』に変更
- ・平成27年4月：小山町内陸のフロンティアを拓く取組を「特命副町長」が統括し、企画総務部に「内陸のフロンティア」を拓く取組及び多様化する土木行政に対応するた

め、「技監」を設置

- ・平成 27 年 4 月：未来拠点課内に、「用地班」を設置
- ・平成 29 年 4 月：未来拠点課内に、「企業誘致班」を設置
- ・令和 2 年 4 月：「未来拠点課」を廃止し、新たに「フロンティア推進課」を設置し、課内に「企業誘致・雇用対策室」を設置
- ・令和 4 年 4 月：フロンティア推進課内の「企業誘致・雇用対策室」及び「用地班」を廃止し、「企業誘致・雇用班」を設置

#### 【吉田町】

- ・平成 24 年 1 月：「防災課」を設置
- ・平成 24 年 1 月：「理事」（地震、津波の防災対策事業を統括）を配置
- ・平成 25 年 5 月：「吉田町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進本部」を設置
- ・平成 26 年 4 月：企画課内に、内陸フロンティア専担の課長補佐を配置
- ・平成 26 年 9 月：「吉田町内陸のフロンティアを拓く総合特区（物資供給拠点確保事業区域）推進協議会」を設置
- ・平成 26 年 10 月：「吉田町内陸のフロンティアを拓く総合特区（企業活動維持支援事業区域）推進協議会」を設置
- ・平成 27 年 4 月：内陸フロンティア専担の課長補佐を廃止し、企画課内に、「地域戦略部門」を設置
- ・平成 28 年 4 月：「理事」（内陸フロンティアを拓く取組を統括）を配置
- ・平成 28 年 4 月：機構改革により「地域戦略部門」を廃止し、企画課内に、「まちづくり推進部門」を設置
- ・平成 31 年 4 月：企画課内に「シーガーデンシティ構想推進部門」を設置

#### 【森 町】

- ・平成 24 年 7 月：新東名高速道路を活用した地域づくりに関する勉強会を開催
- ・平成 26 年 4 月：企画財政課内に、「内陸フロンティア推進係」を設置
- ・平成 26 年 5 月：森町内陸のフロンティアを拓く取組推進プロジェクトチームを設置
- ・平成 26 年 12 月：森町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会を設置

## 4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

### 【民間による取組】

- ・県内の経済団体が発起人となり、民間の視点から地域づくりの提案を行う「ふじのくにフロンティア推進コンソーシアム（旧称内陸フロンティア推進コンソーシアム）」が平成 25 年 5 月に設立された。

『ふじのくにフロンティア推進コンソーシアムの概要』

- 役員（設立発起人）代表 静岡県商工会議所連合会会長  
副代表 静岡県経営者協会会長  
副代表 静岡県商工会連合会会長  
副代表 静岡県中小企業団体中央会会長

○構成員：300 団体・企業

### 【防災・減災機能の充実・強化】

- ・地域の実情に応じた津波対策「静岡方式」を県と市町の協働により推進するため、沿岸の全21市町に「静岡モデル推進検討会」を設置し、歴史・文化、景観・環境との調和が図られる津波防御のあり方を検討している。このうち、防災林等の嵩上げ・強化を行う「静岡モデル防潮堤」の整備は、浜松市や掛川市など条件が整った市町において着手している。〈静岡県〉〈沿岸市町〉
- ・津波ハザードマップの策定や、津波対策として、津波避難タワーや人工的な高台の整備による避難施設「命山」の設置等を実施している。〈沿岸市町〉〈磐田市〉〈袋井市〉〈湖西市〉〈牧之原市〉〈吉田町〉
- ・平時には県民に親しまれる場となり、有事には津波に対する多重防御の一翼を担うため、砂丘の嵩上げや海岸防災林の再整備等を行う“ふじのくに森の防潮堤づくり”を推進している。なお、本取組は「潜在自然植生」による森づくりを基本に据え、風や砂と闘い、それを克服してきた「先人の知恵」や地域住民の積極的な参加による「地域の力」を活用しながら進めている。〈静岡県及び掛川市等沿岸市町〉

### 【地域資源を活用した新しい産業の創出・集積】

- ・企業立地補助制度として、設備投資や用地取得等に対する助成、事業所の賃貸料補助、立地報奨金等、独自の助成を設けるなど、企業立地の促進を図っている。〈静岡市〉〈三島市〉〈富士市〉〈磐田市〉〈藤枝市〉〈袋井市〉〈函南町〉〈長泉町〉〈小山町〉〈吉田町〉〈森町〉
- ・相談窓口の設置や商談会の開催、農山漁村発イノベーションを推進するネットワーク形成等、農山漁村発イノベーションの取組を支援している。〈静岡県及び関係市町〉

### 【新しいライフスタイルの実現の場の創出】

- ・農山漁村地域の景観や環境・文化等を守る地域づくりの活動を推進するため、県内全市町による連合体「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」を結成し、県内の農山漁村のブランド力を高める取組を行っている。〈静岡県〉
- ・災害に強い小規模分散型のエネルギー供給体制を構築するため、戸建て住宅に加え、集合住宅、事業所、農業施設等で蓄電池との組み合わせ等による自家消費を中心に利用する太陽光発電の導入を促進する。また、設備の設置にあたっては地域住民や周辺環境等に配慮するなど、適切な事業実施の確保を図ることとしている。〈静岡県〉
- ・新東名高速道路開通を活かした都市農村交流活動の促進を図るよう、「原・新丹谷グリーンニューディール検討会」を結成した（平成24年「庵原オレンジフロンティア推進協議会」に改組）。〈静岡市〉
- ・市民の参加により、耕作放棄地の再生と農の価値を体感してもらうため袋井フロンティア農園プロジェクトを実施した。〈袋井市〉

#### 別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、御殿場市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、川根本町
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本認定計画に記載する内容のうち、「別紙2-4〈地域活性化総合特区支援利子補給金〉【3/3】に関しては、「物流拠点創出事業」を対象とした申請であり、対象範囲が県内全域となることから、影響を与えと考えられるため
意見を聴いた日	平成25年5月15日
意見聴取の方法	文書による意見照会
意見の概要	意見なし
意見に対する対応	特になし

## 別添 6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	“ふじのくに”のフロンティアを拓く地域協議会 (旧称「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会)
地域協議会の設置日	平成 24 年 7 月 17 日
地域協議会の構成員	公益社団法人静岡県観光協会、一般財団法人静岡県銀行協会、静岡県漁業協同組合連合会、一般社団法人静岡県経営者協会、一般社団法人静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、一般社団法人静岡県信用金庫協会、静岡県信用保証協会、静岡県森林組合連合会、静岡県倉庫協会、静岡県中小企業団体中央会、一般社団法人静岡県トラック協会、静岡県農業協同組合中央会、ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合、清水農業協同組合、中日本高速道路株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社静岡銀行、スルガ銀行株式会社、株式会社清水銀行、株式会社静岡中央銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、浜松磐田信用金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、静岡県信用農業協同組合連合会、富士伊豆農業協同組合、大井川農業協同組合、遠州中央農業協同組合、株式会社日本政策投資銀行、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、静岡県
協議を行った日	(第 1 回) H24. 7. 17 平成 24 年度第 1 回地域協議会 (第 2 回) H24. 8. 9 平成 24 年度第 1 回ワーキンググループ会議 (第 3 回) H24. 8. 13 平成 24 年度物流ワーキンググループ会議 (第 4 回) H24. 8. 24 平成 24 年度第 2 回ワーキンググループ会議 (第 5 回) H24. 8. 31 平成 24 年度第 2 回地域協議会 (第 6 回) H25. 2. 13 平成 24 年度第 3 回ワーキンググループ会議 (第 7 回) H25. 2. 18 平成 24 年度第 3 回地域協議会 (第 8 回) H25. 5. 15 平成 25 年度第 1 回地域協議会 (書面協議) (第 9 回) H25. 6. 28 平成 25 年度第 2 回地域協議会 (書面協議) (第 10 回) H25. 7. 10 平成 25 年度第 1 回ワーキンググループ会議 (第 11 回) H25. 8. 28 平成 25 年度第 2 回ワーキンググループ会議

	(第12回) H25.9.6 平成25年度第3回地域協議会
	(第13回) H25.9.27 平成25年度第4回地域協議会 (書面協議)
	(第14回) H26.1.17 平成25年度第3回ワーキンググループ会議
	(第15回) H26.2.4 平成25年度第4回ワーキンググループ会議
	(第16回) H26.2.12 平成25年度第5回地域協議会
	(第17回) H26.5.15 平成26年度第1回地域協議会 (書面協議)
	(第18回) H26.5.21 平成26年度第1回ワーキンググループ会議
	(第19回) H26.6.3 平成26年度第2回地域協議会
	(第20回) H26.9.26 平成26年度第2回ワーキンググループ会議
	(第21回) H26.10.3 平成26年度第3回地域協議会 (書面協議)
	(第22回) H26.10.24 平成26年度第4回地域協議会
	(第23回) H26.12.19 平成26年度第3回ワーキンググループ会議
	(第24回) H27.3.9 平成26年度第4回ワーキンググループ会議
	(第25回) H27.3.26 平成26年度第5回地域協議会
	(第26回) H27.5.12 平成27年度第1回地域協議会 (書面協議)
	(第27回) H27.6.5 平成27年度第2回地域協議会
	(第28回) H27.11.12 平成27年度第3回地域協議会
	(第29回) H28.2.2 平成27年度第4回地域協議会 (書面協議)
	(第30回) H28.3.22 平成27年度第5回地域協議会
	(第31回) H28.5.23 平成28年度第1回地域協議会 (書面協議)
	(第32回) H28.6.8 平成28年度第2回地域協議会
	(第33回) H29.1.25 平成28年度第3回地域協議会
	(第34回) H29.4.28 平成29年度第1回地域協議会 (書面協議)
	(第35回) H29.6.7 平成29年度第2回地域協議会 (書面協議)
	(第36回) H29.12.26 平成29年度第3回地域協議会 (書面協議)
	(第37回) H30.4.18 平成30年度第1回地域協議会 (書面協議)
	(第38回) H30.6.4 平成30年度第2回地域協議会
	(第39回) H30.9.5 平成30年度第3回地域協議会 (書面協議)
	(第40回) H31.1.11 平成30年度第4回地域協議会 (書面協議)
	(第41回) R1.5.11 令和元年度第1回地域協議会 (書面協議)
	(第42回) R1.6.5 令和元年度第2回地域協議会
	(第43回) R1.9.10 令和元年度第3回地域協議会 (書面協議)
	(第44回) R2.2.7 令和元年度第4回地域協議会 (書面協議)
	(第45回) R2.5.15 令和2年度第1回地域協議会 (書面協議)
	(第46回) R2.6.9 令和2年度第2回地域協議会 (書面協議)
	(第47回) R3.2.10 令和2年度第3回地域協議会 (書面協議)
	(第48回) R3.6.8 令和3年度第1回地域協議会 (書面協議)
	(第49回) R3.11.5 令和3年度第2回地域協議会 (書面協議)

	(第 50 回) R4. 6. 7 令和 4 年度第 1 回地域協議会 (書面開催) (第 51 回) R5. 1. 13 令和 4 年度第 2 回地域協議会 (書面開催) (第 52 回) R5. 6. 13 令和 5 年度第 1 回地域協議会 (書面開催)
協議会の意見の概要	別表 1 のとおり
意見に対する対応	別表 1 のとおり



(別表 1)

【第 1 回】・・・指定申請書へ記載済

協議会の意見の概要	<p>1 農地の転用が各市町であるが、地元が活性化するように企業を誘致して、企業だけが元気になるのではなく地域が元気になるような、地元の意向、意見を聞いた、しっかりした基本計画を立ててもらいたい。</p> <p>2 内陸フロンティアの区域範囲が、高規格幹線道路、新東名をイメージしていると思うが、ここから半径何キロというコンセプトがある中で、今回、協議会に参加している市町としていない市町があるが、この整理が必要である。どのような形で参加しているのか。</p>
意見に対する対応	<p>1 各市町からの提案事業については、県と市町間でヒアリングを実施し、関係者の合意状況等も確認しながら事業の見直しや調整を行った。</p> <p>2 確定した場所で何をするか計画があり、そこでの規制緩和を明確にしなければならないため、それに該当する市町が参加している。これで固定ということではなく、途中から入ることも可能である旨、周知した。</p>

【第 2 回】・・・指定申請書へ記載済

協議会の意見の概要	<p>1 新エネルギーで発電した余剰電力を一定地域内で融通できる制度の創設のところで、電力会社以外にも電気事業者をつくるイメージか。電力会社のバックアップがないと安定した供給にはならない。</p>
意見に対する対応	<p>1 契約関係で 1 対 1 の契約しか許されていない部分の規制の特例措置を求めていくものであるが、発電する施設がどの程度のものか、近隣で使用する電力がどの程度のものか電力会社との関係があるため検討していく。</p>

【第 3 回】・・・指定申請書へ記載済

協議会の意見の概要	<p>1 拠点として考えているのは富士市、藤枝市、袋井市とのことであるが、今後、三遠南信自動車道や中部横断自動車道の開通もあり、その他の市町も含めて考える必要があるのではないかと。物流拠点としての活用を考えている市町からの申請だけで、3 市と決めてしまうのはいかがか。</p> <p>2 特殊車両通行許可に係る許可要件の緩和がされても、実際の道路の通行には重量や高さの制限があるため、ハード面の整備がない限り実効性は薄いし、すぐにハード整備が追いつくとは思えない。</p> <p>3 広域防災拠点として設定するにあたっては、県において定めた 8 箇所 の広域物資拠点や国がとりまとめた「災害に強い物流システムの構</p>
-----------	--

	<p>策に関する協議会」で指定した広域物資拠点とを補完する 24 箇所の民間物資拠点との整合性を図る必要がある。</p>
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今回の物流拠点は、物流企業の進出の可能性のある内陸部のイノベーションモデルの 7 地区と都市部のリノベーションモデルの 1 地区の計 8 地区を物流対象地区とした。</li> <li>2 道路のハード整備については鋭意進めていくが、今回申請の許可要件の緩和については、検討時の道路の状況で安全性が確保できる範囲内で規制緩和を行っていく。</li> <li>3 今回の特区での物資拠点は、当面は市町における物資仕分け所のような位置付けとしている。</li> </ol>

【第 4 回】・・・指定申請書へ記載済

協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中山間地には平野部が少ないため必要最小限の開発でも、結局農地が点在してしまう。少ない平地のため、新たな造成という前提がないと今の農地が容易に開発されてしまわないかと危惧している。</li> <li>2 港湾の中で道路がつながっていれば敷地内ということで問題ない。港湾から公道に出なければならぬという構造上の問題のため、このこと自体を根本的に考え直して、港湾一つという考えであれば問題ない。</li> </ol>
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地を狙ってという開発はしない。どうしても農地に手を付けないとならないということがあれば、地元の方と話をしながら決めていく。</li> <li>2 すぐにはできないと思うが、港湾計画を担当部局に伝えて検討する。</li> </ol>

【第 5 回】・・・指定申請書へ記載済

協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民間企業としての対応でなく、県、国との協議の中で特区構想を使った新たな拠点の開発に協力したいと考えている。災害対策にも焦点をあてて物流総合効率化法を改正する動きがある。そのようなことも連携して考えていく必要がある。</li> </ol>
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今後の積極的な対応を依頼するとともに、今後も、指定申請書提出に向け協力して進めていく旨、合意した。</li> </ol>

【第 6 回】

協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 優先提案はどのように決めていくのか。</li> </ol>
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 提案毎に市町をはじめ関係者と十分に調整を図っていく。</li> </ol>

【第36回】

協議会の意見の概要	1 平成29年度の各目標に対する着地見込み及び結果を報告する場を設け、進捗の無いものの見直しや廃止等を検討してほしい。
意見に対する対応	1 平成30年5月下旬に「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会を開催し、平成29年度の各目標に対する実績や推進区域等の取組の進捗状況（見直し結果を含む）について報告する。